

事務連絡
平成 28 年 8 月 10 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

機能評価係数Ⅱの保険診療指数における
「病院情報の公表」に係る病院情報の集計条件等について

「病院情報の公表」については、平成 24 年度診療報酬改定に向けた検討の中で、機能評価係数Ⅱにおける追加導入を検討すべき項目（診療情報の提供や活用等、診療の透明化や改善の努力を評価）として検討が行われ、公表する項目及び様式等について平成 24 年度改定以降引き続き検討することとされました。

その後の検討の結果、中医協総会（平成 28 年 1 月 27 日）において、機能評価係数Ⅱの保険診療指数の新たな項目として「病院情報の公表」を追加導入することが了承されたところです。

施設基準の届出状況等に係る報告については、10 月 1 日時点の状況について病院から報告を受けておりますが、本項目に関しても 10 月 1 日時点において病院のホームページ上で「病院情報の公表」がなされている場合に評価することを予定しています。

病院情報の集計条件及び集計方法等については、別添の通り整理したので、お知らせいたします。DPC 対象病院に対しては、別途、DPC 調査事務局を経由してご連絡いたします。

なお、別添の資料については、今後、DPC 評価分科会において修正される可能性がありますが、公表に向けた準備を進められるよう事前にお示しするものであることを申し添えます。